

船荷証券の物権的効力の準拠法に関する考え方

→ 目的物たる動産の物権変動に関するその他の要件や成立した物権の内容・効力等は当該目的物の所在地法によるため、以下は、物権的効力(証券の引渡しを対象動産の引渡しと同一の効力を有するか否か)に関する準拠法の考え方に関する議論である。

学説	備考	海外動向
証券の所在地法によるとの見解 (従来の多数説)	<ul style="list-style-type: none"> 証券自体の効力の問題であることを理由とする。 他方で次のような指摘がされている。 <ol style="list-style-type: none"> 証券のペーパーレス化が進むと証券の所在地がどこであるかが別途問題となる。 船荷証券は数通(通常は3通)発行されるところ(商法757条第1項)、船荷証券の所在地が一義的に定まらない。 	フランス法・スイス法 ただし、フランス法、スイス法においては、①物の現実の所在地における占有者の権利に劣後する、②複数の当事者が物権を争う場合には物の所在地法による、とされている。
目的物の所在地法によるとの見解 (近時の有力説)	<ul style="list-style-type: none"> 動産に関する物権を確定的に取得する場合の要件については目的物の所在地法の規律に従うこととなるため、証券の引渡しを対象動産の引渡しと同一の効力を有するか否かの準拠法についても、目的物の所在地法とすべきである。 証券が発行されたとしても、目的物である動産は現実に存在し、動産の現実の所在地においても動産に関する物権的な法律関係が生じ得る。 	米国・英国でも類似の考え方が支持され、ドイツにおいても学説上の多数説

* その他、運送品の問題であるため仕向地法によるべきとの説や証券の性質・効力の問題であるため証券発行の基礎となった運送契約の準拠法によるべきとの説などの少数説がある。

* なお、株券等の電子化に関連し、口座管理機関によって保有される証券についての権利の準拠法に関する条約(2006年ハーグ国際私法会議採択・未発効)に依拠し、証券所在地が証券の権利関係と密接な関連を持たない間接保有証券については、条理により口座管理地法によるとの見解もある。